

I. 地域における障害者支援について（一部、児を含む）

① あきらかに精神や発達などに障害があって、社会生活上に課題（対人トラブルや、依存、ひきこもり、犯罪の手先など）を抱える者について

a. 知的や身体の障害がないために福祉制度の対象にならない問題の改善が必要である。

「相談」「見守り」「居場所作り」などが必要な支援と考えられるが、現行の相談支援事業ではサービスコーディネーターが主であり、個々のケースに深く寄り添うということは構造的に無理で、事業採算が取れない。

また「見守り」や「居場所作り」は、知的障害や身体障害を伴う場合は、行動援護や生活介護といったサービスの対象となるが、そうでない精神や発達の障害者は、対象外になり易い。

b. 障害対象であっても、障害支援区分の一部見直しの検討が必要である。

要支援度が高いにも関わらず、支援区分では低い評価であったり、非該当になりやすい。

c. 対応出来る事業者の増強（十分な質と量のサービスがない）

② 強度行動障害を有する児者に対する支援の強化

a. 質の高い支援者を確保しにくい問題の改善が急務である。

報酬上の評価となっている専門性（資格）は、現場で求められている支援スキルとは異なる。

b. 予防と回復があるが、前者の取り組み強化

c. 虐待防止と適切な支援の実践的な関係整理が急務

行動障害児者は支援方法が適切でも虐待とみなされる場合が多く、事業者は受け入れない傾向が強い。

過齢児問題も同根。安易に医療に解決をゆだねると薬漬けになることが懸念される。福祉と医療の連携が必要。

d. 物理的環境整備、バックアップ体制、経済的負担対策が必要

生活空間（環境ストレス）を適切にすることが、本人、ならびに支援者にとっても有効である。

③ 居住支援の拡充（量と質。急務）

80/50問題、家庭内暴力にも関係する。

- a. 入所施設を含め、GH(サテライト)、訪問系、など、多様な生活スタイルがあることが理に適っており、経済的にも有効
- b. 古い時代の入所施設の改革が必要 → 令和の入所施設への転換促進
- c. サテライトの利用期間の制限は、知的障害など継続的支援が必要な場合は撤廃

④ 福祉事業のトップの人材育成への助成（トップマネジメントの向上）

II. 障害児支援について

- ① 過齡児問題は② c に記述。在宅も同様に主には受け入れ先がない問題。
→ 受け入れ先の増強

III. 障害者の就労支援について

- ① 福祉サービスの利用料等の増加幅が所得額の増加幅以上になるケースの改善
→ 軽減措置の一部見直し
- ② うつ病等で退職し、就労支援サービス（訓練等）を利用する場合、前年の課税所得に応じた利用料のため利用を躊躇し、身に付いていた生活習慣が後退する
→ 基準所得額計算の改善

以上